

## 文政七年宝島江異国人到来事件

徳 永 和 喜

薩摩藩には特筆すべき制度として外城制度や門割制度があり、加えて琉球支配による対外政策は、藩政史研究をより困難なものにしている。対外政策の難解な問題もひとつ一つの小さな問題を紐解く基礎作業を積み上げることによって、全体像が把握されていくのではないだろうか。

小稿では漂流漂着に着目し、漂流漂着の処理がすべて平和的に解決するとは限らないことを藩では予想し、平和的に処理されない場合の緊急対応を想定した実践対策が策定されていた。しかし、それが現実の問題となったのが、この文政七（一八二四）年八月のイギリス捕鯨船による宝島での牛の掠奪に端を発した殺傷事件である。この事件には、歴史的な名称が付されていないことから、小稿では、この事件を記録した一つの史料名である「文政七年宝島<sup>正</sup>異国人到来事件」を用いたものであり、以下同事件を示す略称として、宝島一件と称することにす。

幕府の外交政策は鎖国政策といわれながらも、内容は未熟な限定的制限の外交政策であったことは周知の通りである。異国船とのトラブルを避けるために薪や水を与えるという「薪水給与令」で対応していた。

ところが、この宝島一件が報告された翌年、幕府は温厚な鎖国的政策の薪水給与令から一変して過激な「異国船打払令」を發布した。この外交政策の急転換の要因として、宝島一件は重視しなければならないもので

あり、薩摩藩のトカラ列島の小さな島（宝島）の事件として見逃してはならない歴史的な大事件であることを確認しようとするものである。

薩摩藩には他藩に類例をみない通事制度があり、通事組織や通事の実践活動を漂着漂流を素材にこれまで検証してきた。簡略にまとめると次のようなことがいえる。薩摩藩には唐通事とともに朝鮮通詞の存在が確認される。朝鮮通詞は、慶長の役（丁酉倭乱）の被虜人として連れてこられた朝鮮の人々によって形成された村落である苗代川（現在は美山）に居住する「薩摩焼」の職能集団として有名であるが、朝鮮通事の役割を担ってきたことについてはあまり知られていない。薩摩藩の朝鮮通事は朝鮮人の系譜をもつ人々によって継承され、対馬藩の日本人による朝鮮通事とは趣を異にしている。存在自体が意外にも思える薩摩藩の朝鮮通詞は、唐通事とともに藩職制として制度的に整備されていたことが理解できる。幕命による漂流漂着異国船の長崎廻航を遵守するために藩が多額の財源と労力を掛け、制度の維持をしたとは考え難い。朝鮮通詞・唐通事の通事制度を保有する藩の意図とは何であったのかが、今後の大きな課題である。薩摩藩の朝鮮通詞の実践活動を検証するなかで、次の結論を顕示することができる。

① 藩の漂流漂着船民対応が歴然とした送還体制を堅持していたこと。

②このことは、江戸幕府と朝鮮国との国家間外交として成立していた。  
③この送還体制は東アジア国際秩序として維持されていたこと。

以上のことが指摘できるのである。逆の順序でいえば、東アジア世界には漂着漂流船民の送還体制できていた。それが国家間としては日本と朝鮮との間にも送還体制が完備されていた。それは国内における幕府と諸藩との間に国家間送還体制を堅持する国内的整備がなされていたことを物語っていたといえる。

加えて、薩摩藩は琉球国を支配するという特殊な事情から、琉球への漂流漂着もまた、薩摩藩にとっては処理が難しい問題を抱えていた。琉球国が薩摩藩の支配下にあると同時に、中国を宗主国とする東アジア世界を構成する侯国であり、日本が東アジア世界に属していないことが、さらに複雑な様相を呈する要因となっていたことである。

しかし、琉球国の独立性（侯国琉球）と従属性（薩摩藩支配）の相反する二面性を生かした支配こそが薩摩藩の琉球国支配の意義であり、中国への朝貢貿易権の掌握こそが支配の真の目的であった。中国船の漂流漂着船民は琉球国が対応したかのように見せかけることが必要であったためではあるが、幕藩体制下の外交政策を超えるものではなかったことが、幕命による漂着・漂流船民対応の変遷過程に顕然化されていた。国家間外交のない日本と中国との間でも、送還体制が長崎奉行を窓口になされていた。しかし、宗主国・侯国との関係にある琉球国は、自らの存在意義を発揮する必要上、長崎経由ではなく琉球国から直接送還体制を元禄九（一六九六）年に幕許を得たことで、中国からの信頼を得ることができたのである。

江戸幕府の対外政策は極めて限定的な外交に制限した。その結果、漂

流漂着による体験情報は未知の世界を知らせ、また、貴重な海外情報をもたらすなどの、情報の窓口として取り扱われてきた経緯があるが、荒野泰典氏の「近世における漂流民送還体制が国内的・国際的に成立していた」ことが指摘されて以来、送還体制の研究が展開されている。

筆者も薩摩藩領域への漂流漂着に着目し、「薩摩藩の朝鮮通事について」（『青山史学第十三号（史学科開設二十五周年記念号）一九九二・「薩摩藩の朝鮮通事」』（『近世日本の海外情報』一九九八）、「薩摩藩の唐通事について」（『南島史学 第51号』一九九八）を発表してきた。これらの論文では、通事の役割と実践、通事の職階・役料、漂流漂着船民の本国への送還体制などをみてきたが、いずれも平和的な処理・対応がなされている。しかし、藩は異国船漂着が問題行動にでた時の対応も考慮していたことが知られる。小稿では、文政七年宝島で起こったイギリス捕鯨船の乗組員による牛掠奪事件の概要を示し、このようなトラブルに対処するための派遣軍勢や派遣される役職・職務等の規定をあげ、最後に同事件に関する数種の史料を紹介する。

#### 一 宝島一件の概要

宝島一件は『三国名勝図会』に収載され、同史料は『薩隅日地理纂考』に明治時代の一つの特色とも言えるカタカナ交じりの文体に替えながらもほぼ同内容を伝えている。

ここで紹介する史料「島嶼聞見録」は、末尾に『薩隅日地理纂考』から引用したとされるが、明治十八年地租改正時に係官が宝島に赴き、見聞したことを記したことで、現地を踏まえ、さらに現地での聞き取りを加味したことで、事件概要を記す適切な史料とし、掲載する。

## 係実地聞見録ナリ

## 宝島

○村口ニ英吉利坂アリ、其名ノ由テ起ル所ヲ聞クニ七島ハ元藩庁ヨリ在番官ヲ派シテ島事ヲ治メシメシカ、文政七年甲申ノ歳、事アリテ、更ニ横目吉村九介貞翁本島ニ役セリ、是歳七月八日蕃船一艘本島ノ海上ニ来リ、七八人ノ水手端船ヲ下シテ番所ノ下ナル前籠港ニ上ル、在番吏出テ、応接セシカ、彼我言語ヲ適セス、蕃人野牧ノ牛ヲ指シ手様ヲナシテ、之ヲ請フ、在番吏等許サス、蕃人憚ハスシテ去ル、翌九日端舟二艘二十四五人ヲ載セテ、又前籠港ニ至ル、在番吏等之ニ応接スルコト前日ノ如シ、而シテ後語中諳義利須人タルノ事ノミ僅カニ通スルヲ得タリ、蕃人焼酎麦餅衣服刺刀小刀自鳴鐘及ヒ彼國ノ貨幣トナス所ノ金銀等ヲ出シテ、牛交易セントコトヲ乞フ、又許サス、只蔬菜ノ属ヲ与へ、衆品ヲ収テ帰ラシム、蕃人謝シテ去ル、既ニシテ端舟三艘ヲ發シテ前籠港ニ来リ、蕃徒二三十人上陸シ、島中処々ニ鳥銃ヲ連発シ、進テ番所ヲ射撃シ、本船ヨリハ絶エス大砲ヲ放ツテ、之カ応援ヲナス、蕃人乃チ海辺原野ニ繫ケル牛ヲ射殺シ、或ハ生獲シテ埠頭ニ去ル、已ニシテ彼益進テ番所ノ門口ニ廻リ鳥銃ヲ放ツ、九介乃チ門口ニ伏シ、之ヲ待ツ、蕃人之ヲ知ラス、闖入シテ九介ト相距ル三步ノ所ニ至ル、九介突起銃ヲ放ツテ一人ノ胸ヲ洞ス、二人尙銃ヲ放ツ、九介惧レス、決然之ニ当ル、彼其勝能ハサルヲ知り、死体ヲ棄テ走ル、於是上陸ノ蕃人又皆銃ヲ連発シテ退キ、急ニ端舟ヲ發シテ本舟ニ帰ル、賊ノ掠ムル所、牝牛三頭内ニ頭ハ生獲シ、一頭ハ射殺セシモノナリ、初メ牛五六頭ヲ埠頭ヘ牽キ去リシカ、九介ノ勇悍ナル戦鬪ニヨリ彼惶恐遁走セシヲ以テ、只三頭ヲ奪ヒ去レルノミ、而

シテ我一人ノ死傷ナシ、此日蕃船海上ニテ時々大砲ヲ發シ、翌日モ尙遠近ニ隠頭セシカ、十一日ニ至リ、全ク去テ終ニ見ヘス、九介等状ヲ鹿兒島ニ報ス、藩庁再寇ヲ慮リ、物頭島津権五郎ニ命シ、兵ヲ督シテ急ニ至ラシメシク、彼再ヒ来ラサルヲ以、九月朔日帰麿セリ、後九介任満チ帰ルニ及ヒ、重ク賞セラレタリト、地理参考ニ載セタリ、此事土人ノ口碑ニ一致セリ、

文頭の「村口ニ英吉利坂アリ」、文末の「此事土人ノ口碑ニ一致セリ」とあり、事件の場所が村の入口であったこと、事件現場の坂の呼称が「いぎりす坂」となったことを示している。明治十八年の段階での現地での聞き取りがいかされていた史料といえる。『薩隅日地理纂考』からの引用とあるが、文意にはかわりはないが、表現には若干変化がみられる。

## 二 事件及びその後影響—幕政の大転換

宝島一件後の経過を把握するのに、次に掲載する黎明館所蔵史料（「宝島外船入港記録」）は極めて内容豊富で有効な史料である。同史料は事件の概要に始まり、藩が再度の異国船の乱暴狼藉の再発に対処するためと沈静化を目的に軍勢が派遣されたものであり、さらに、その事件や経過が長崎奉行と江戸幕閣に報告され、幕府はこの事件を重視したことが理解できる。幕府が薪水給与令から「異国船打私令」に大転換したのは、貿易開国の外庄の高まりが幕政に極度の緊張を与えている状況で幕府の判断に、この事件が決定的影響を与えたと思われる。以下史料を掲載する。

## 「宝島外船入港記録」

\* □は虫食いで判読不能

文政七甲申年七月八日昼七ツ時分、七嶋之内寶嶋より七八里沖子ノ方江  
白帆之異国船壹艘相見へ、同日七ツ時分一里計之所江乘来、無間茂橋船  
より異国人七人寶嶋之内前籠りと申所江乘入致上陸候付、役々差越□□  
候得共言語不相通、本船江乘戻り、翌九日又候橋船式艘右之前籠江乘入  
上陸、牛之望ミと相見へ、手様いたし候得共、与へ候儀不相成段、手様  
三而相答、野菜少々相与へ候処、喜悦之躰相見へ、いきりすと計詞相分  
り、一往ハ本船江乘帰候得共、又々橋船三艘より多人数同所江乘入上陸、  
方々徘徊、海辺江繫キ有之候女牛壹匹鉄砲三而打殺、外二牛式匹奪取致狼  
藉、剩在番詰所江向鉄砲頻打掛ケ本船よりハ石火矢夥敷打放シ、異国人  
三人鉄砲を持、既二人村江踏入候付、御番所前三而在勤横目吉村九助、三  
人之内頭立候異国人一人鉄砲を以打伏候処、残り二人も番所之方江向鉄  
砲打懸ケ、惣人数之内江逃込、都而本船江逃帰、無程午未之方江乘出、同  
十一日迄ハ遠沖江帆影相見へ候得共、其以後何方江乘行候儀不相知、

物頭

嶋津権五郎

御兵具方書役

老人

医師

老人

御兵具方与力

六人

右同足輕

三十人

右寶嶋江漂来之異国船其以後不相見へ段申越候得共、又候乘来乱妨難

計、為用心寶嶋江右人数兵具等為持、申八月十一日鹿兒嶋出帆いたし、  
坊津三而獵船江乗替、寶嶋江渡海いたし候処、異国船其以後不相見へ候  
付、同九月朔日寶嶋出帆、同月十三日一同鹿兒嶋江致着候、

一吉村九助打留候異国人死躰并所持品等鹿兒嶋江送越候付、御用人勤喜  
入多聞事御使勤、唐船改石原龍次郎・異国掛書役千田喜兵衛事中途為  
警固長崎江差遣、九月廿四日長崎江到着、即御奉行所江及御届候処、

当日西坂御仕置場脇往還筋江竹實圍出来、右之内三而請取方有之、檢使  
高祐右衛門・石川又兵衛・網野弥右衛門出會、右畢而長崎在勤御附小  
森新藏同伴三而、多聞并警固兩人西御役所江罷出、用人久保田忠右衛門・  
給人高祐右衛門江取會候末、長崎御奉行高橋越前守殿多聞江面會有之、  
打留異国人并衣類所持品都而受取被成候旨被仰聞、遠路太儀二被存候  
段御挨拶有之、警固兩人ハ一列御逢御口上同様三而、御附人新藏儀ハ  
別段被成御逢、寶嶋江異国人上陸及狼藉候故、吉村九助打留候由、及  
狼藉候上者は右之通取計候儀尤之事候旨、青山下野守様被仰渡候段御  
達有之、御達書左之通、

御名

家来江

御名

領分寶嶋江異国人上陸及狼藉候故、家来吉村九助打留候由、狼藉二お  
よひ候上ハ右之通取計候儀尤之事二候、右之段青下野守殿被仰渡候付  
申達候、

申九月

土方出雲守方江之御連札令拝見候、先達而被申聞置候薩摩国七嶋之内  
寶嶋江白帆之船漂来之節、打留候異国人并衣類所持之品同国山川村湊

江送来、早速御城下江送越候付、死骸被致見分、喜入多聞方其外警固相添、当地江被送越候段被示聞致承知候、異国人死骸并衣類所持之品請取申候、委細は、喜入多聞方并警固石原龍次郎方・千田喜兵衛方江申達候、右為御報如是御座候、恐惶謹言、

高橋越前守

九月廿五日

重賢判

町田監物様

北郷内記様

新納内蔵様

御報

この史料は、平成十二年に館有となつた宝島関係資料四巻のうちの一つの文書巻物である。四巻とは①題箋「鹿兒島宝島外国船入港記録地図」(宝島絵図で事件関連詳細地図、本紙五五・九cm×一三一・八cm)②題箋「鹿兒島宝島外国船入港記録」(射殺されたイギリス人・着衣・靴・帽子等図を描いたもの、本紙四八・四cm×六八・九cm)③題箋「鹿兒島外国船入港記録」(巻物の巻頭に「異国船御手当出張行列之図」とあり、藩派遣軍勢の様子が伺えるが、派遣された軍勢三十六人に比してかなり多い百名余の人物が描かれている、本紙二七・五cm×七八・一・五cm)④題箋「宝島外船入港記録」(文書、本紙十四cm×二九・二・四cm)の四種類の巻物は総称して「文政七年宝島へ異国人上陸及狼藉候御打留候御届書并二絵図」と称されている。

### 三 藩の軍勢派遣規定

前述の史料「宝島外船入港記録」によれば、物頭島津権五郎以下、御

兵具方書役老人・医師老人・御兵具方与力六人・足軽三拾人の総勢三十九人であった。「異国船漂着<sup>二</sup>付<sup>一</sup>之御手当絵図并賦帳」(『日置島津家記録之内 異国船方記録』)によれば、三十騎備賦・十五騎備賦・十騎備賦の軍事組織が知られる。紙幅の関係で具体的な内容を示すことはできないが、軍勢だけについて述べれば、異国船御手当十騎備一組総人数二五人、同十五騎備一組総人数三七五人、同二十騎備一組総人数四四二人・五〇三人があり、三十騎備一組総人数一八七六人となっている。

同史料には「三拾騎一組賦方之儀も同断仕置候、拾五騎御人数組人数少<sup>二</sup>而<sup>一</sup>手輕ク取廻も致能、殊御内々無滞様御手当被仰付候儀、世上之聞得も事々鋪無之宜被 思召上候条、拾五騎之賦を以急事相調候様可仕置候、少人数一組<sup>二</sup>而<sup>一</sup>御不足之砌は二組三組其上幾組<sup>二</sup>而<sup>一</sup>も様子次第可被遣候人数組図面賦之内、少々<sup>二</sup>而<sup>一</sup>も相減候方ハ宜と被 思召上候、多人数にては取廻不自由も有之筈二候、右之通被仰付候」(元文二巳年六月廿八日)とあるように、三十騎備賦は規模が大きく小回りが利かないことを指摘し、十五騎備賦を基準に、必要に応じて二組・三組の派遣が有効であるとしている。異国船漂着の長崎奉行所への届けは勿論のことであり、異国船漂着時には「唐船方請込三人、異国方筆者式人」の派遣が規定されている。

異国船漂着へ対応すべき役職と職務

「十騎備、十五騎備の場合」

若年寄：記載なし

大目付：十五騎・十騎備の場合の大頭

与頭：十五騎備の鎗奉行のこと、馬廻大番のうちから急事に任命

異国方用人：右一番駆付二番駆付御備組被差越候節、奉行頭人江触渡

之首尾且又於漂着場勤方之次第、異国船他領<sup>江</sup>乘入候節、

其所之支配人<sup>江</sup>問合等之事

用人：右拾騎備被差越候節は鑓奉行被仰付候事、且又漂着場<sup>江</sup>罷越直長

崎<sup>江</sup>御使者相勤候事

地頭領主：右外城より急々人数御用之節無滞差出候手当且又所人数賦等

兼<sup>而</sup>見合置候事

物頭：右鉄炮弓長柄一備御人数組御預、鉄炮頭弓頭被仰付候事、且又御

兵具小道具迄馬印小旗押太鼓貝鐘拍木応備見合差分置候事

船奉行：右甌島種子島屋久島七島御手当之次第又は異国船破船長崎<sup>江</sup>被

差送候節之手当<sup>并</sup>長崎表<sup>江</sup>異国船漂着付御人数被差越候節乘船

等之事

普請奉行：右御出馬之節御陣被居候場所見合御木屋具<sup>并</sup>諸備々之諸備々

之木屋具等之考、大工鍛冶石切堀小荷駄之人足其外御同勢人

足数賦帳を以内外々見賦杭木水繩等之事、且又異国船数日及御

船長崎御奉行其外隣国<sup>江</sup>之御方自然御越被成儀<sup>茂</sup>有之候節之

御宿見合之手当<sup>并</sup>御家老其外之人数差越候節宿見合之事

長崎付人：御家老罷越候節漂着場<sup>江</sup>相越差<sup>凶</sup>次第相勤候

御馬方：右御借馬<sup>并</sup>借鞍皆具見合置候事

郡奉行：右御人数組賦を以小荷駄<sup>并</sup>乘下雜馬其外人馬無滞相渡候事

細工奉行：右磨師鞘師金具師柄巻鉄炮張台師からくり師弓師矢師弦師塗

師鑓師絵師縫物師具足師急御用之節無滞内々見合置候事

### 三 宝島一件關係史料の紹介

「島津権五郎出張一件留 全」(文政七年八月、紙数六十六枚)

「島津権五郎關係文書(申渡書四通合本) 全」

「文政七年 宝嶋江異国人到来事件」

「島津権五郎宝嶋出張一件日記二冊之内」

一 (文政七年自八月十日至九月十三日)

二 (文政七年自八月十日至閏八月廿七日)

いずれも東京大学史料編纂所所蔵

「史料1」「島津権五郎出張一件留 全」

(中表紙)「文政七年甲申八月九日 宝嶋御渡海一件 諸書付入」

#### 島津権五郎へ申合之覚

此節七島之内宝島へ異国船壹艘漂来致狼藉候付、為致出帆筋二ハ相見  
得候へ共、又々渡来之程合も不相知候付、御兵具方・与力・足輕三拾  
六人被召付、其外医師等相添為取締、宝島へ被差越候条得其意手当向  
嚴重可取計事、

一 宝島へ差着船之上ハ横目吉村九助為取締七島へ被差越候処、当分宝島  
へ相詰居候由二付、御番所へ被渡置候御兵具・玉葉等立会致見分不用  
立分ハ引替相渡罷帰候上、何分可申出候、左候<sup>而</sup>以来締方行届候様在  
番人並吉村九助申談郡司共へも急度申渡置候様可致事、

一 宝島之内へ自然異国船漂来及異儀候模様見請候ハ、応時宜打払候儀共、  
其場相応可取計事、

一 七島之内余島之儀も見聞申付候条、異国船漂来之段相知候ハ、早速  
致渡海候歟、又ハ足輕之内見合を以差渡候儀共ハ時宜次第取計、早々  
飛船を以鹿兒島へ可申越事、

一白米

但日数三拾日分、人数四拾式人賦

一真米

但日数式拾日分、人数同斷

一塩・噌並薪

但百日分

右之通取払方へ向々より為相渡置候事、

一其方へ被召付候与力・足輕船中より滞在迄之賄方与力之内坂口甚助・

同祐助へ取払申付、飯米故実以下一字虫食見へス

(〔等右之通相渡候条吉村九助江も見聞申渡候得共何篇可致下知事〕)

\*註「日記一件」で補ぎなう

一真米三百石

一用心銀式貫目

右式行為用心差越候条、長々及滞島米錢及払

底候者右之内相渡罷帰候上可申出候、

八月

異国船掛

(中表紙)「唐宝島役人共ヨリ

差遣シ候書輸入

明治廿八年七月久警格護ス」

覚

当七月八日昼時分七八里沖、子の方へ船相見得申候処ニ、同七ツ時分灘

近く壹里計乗来申候処に不見馴船と見掛、直ニ御話御横目衆并御番所へ

右之訳申上、島中寄セ置申候ニ無聞セ、橋船壹船七人乗組、前籠と申所

へ乗入申候ニ付、御在番衆并島中之者罷出申候処ニ詞相分不申、尤手様

仕候へ共、是又不申候、処ニ無間も本船之様に橋船乗帰リ申候、無程夜

入其夜、島中陸地へ番之者付置、左候而同九日朝三四里計沖へ乗出相見

得申候処ニ、四ツ時分又々乗入仕候ニ付、御在番衆并御話御横目衆、其

外島中之者罷出申候処ニ、手様仕形仕候えけれ有之者と詞相分申候、其

外詞相分不申、牛望之由手様仕、且又喰物等も望之様相見得申候ニ付、

米野菜を為見申候処ニ、野菜を望申候ニ付、少々相渡申候、尤牛望之由

度々手様仕候ニ付、牛之儀ハ不相調手様仕候処ニ、本船之様ニ橋船罷帰

リ申候、左候て島中遠見付置申候処ニ、又々走帰リ橋船三艘多人数乗組

大間泊へ漕付申候得共、浪強く漕入難成、最所參候前籠へ乗入、直ニ鉄

砲数筒打立、專御番所へ向、無限射掛申候、本船よりハ石火矢数筒打、

中々近辺寄り付難成、左候へハ七八人も候哉、鉄砲を把手を口申体ニ相

見得申候処ニ、女牛壹疋鉄砲にて俄ニ射殺し、外ニ式疋ハ生捕之様子ニ

相見得申候、左候得ハ三列立鉄砲持、人家ニ參候折節御番所御門前ニ而

御話御横目衆吉村九助様鉄砲にて、右之者四間計にて御射殺被成候外、

二人之内壹人ハ其折直ニ九助様御方へ鉄砲射掛申候、四五間位之所ニて

有之候、其場所へ地下人平田大罷在、慥ニ見届申候、式人ノ橋船入着之

前籠よりハ鉄砲数筒御番所へ打掛、夫より俄ニ橋船乗出本船之様罷帰リ

申候、右之通話御横目衆御射殺被成候御陰を以、島中無難にて御座候、

其日七ツ過時分にも候哉、島中遠見を付置申候処ニ夜入時分己午ノ方へ

式三里計乗出申候、其夜島中遠目を付置申候、同十日期相見不申候へ共

遠目を付置申候処ニ八ツ時分午ノ方へ船相見得、夜入時分四五計乗来申

候処ニ、右之船と見及申候、無間も夜入、同前遠目を付置申候、同十一

日朝己午ノ方へ拾里余りも乗出相見得申候、其日九ツ時分六七里計と見

掛申候程近寄申候へ共、又々先々遠く相成、夜入時分己ノ方之様乗出迷計相見へ申候、同十二日遠目付置申候へ共、早天より相見得不申候間、此段成行御届申上候、以上、

申七月廿三日

宝島横目

中村理兵衛

右同

平田権之進

掛橋門次郎書状（八月十四日付）

一筆啓上仕候、益々御機嫌能被成御座恐悅御儀奉存候、然は御書状山川にて拝見仕候難有奉存候、彼是都合等も宜しく少も御氣遣無之様、皆々様にも御申可被下候、御出船の時こち風吹申候間、彼の地へこぎ付申候、誠ニいさましく事有之候は、垂水・新城・花岡・古江杯より引船押きりく御船見掛十そう罷出、御船ニ唐打和御纏をさし立候形勢誠ニ朝鮮御渡海もかくやと思事ニ御座候、尤絵図差上可申候間御見可被下候外船我々船皆共ニほらの貝吹立老人としていさまさは無之候、おちゝ様、おかゝ様、おはゝ様、むはゝ様、おあね様おふミとの外に申不止候間不成合なから、よろしく御申可被下候、返すくも御氣遣有之間敷候、先ハ御左右為可申上、如此御座候、謹言、

八月十四日

掛橋門次郎

島津八郎様

掛橋門次郎書状（八月十六日付）

猶々申上候、龍藏金次郎様外ニ申不遣候間

宜様御沙汰被下候、

一筆申上候、皆々様御堅勝奉珍重候、然は十五日朝山川湊出船仕候得ハ沖浪あらく候間、又々山川津ニ走戻り、今通にては天気もとかく二百二十日も相近付候間、極上天氣定候上、出船の賦り御座候、少も御念遣は御家内皆々様無之様奉存候、船頭工者にて至て仕合の事にて頼と参付罷居申事ニ御座候、段々面白珍事も有之候得は委く申上筈ながら、早便にてとふも申上かたく候、おとゝ様よりも外ニ御状御遣無御座候間、私より申上候様承知仕候、せつかくいそき候得ハとふも天氣次第二候沙汰にて候得共穿方なく事ニ御座候、先一左右為可申上候、如此御座候、謹言、

八月十六日

掛橋門次郎

島津八郎様

「文政七申八月十一日 宝島出陣二付荷物帳

島津権五郎

役人

- 一 長持 壹竿
- 一 竹おひ 壹ツ
- 一 呉座包御行李 壹ツ
- 一 風呂敷包 壹ツ
- 一 酒樽 壹丁
- 一 醬油樽 式丁
- 一 味噌樽 壹丁
- 一 錢入 壹ツ
- 一 但八貫文入



一	壺大小	七ツ
一	卷壺	壹ツ
一	但夏通酒入	
一	袋入日笠	壹本
一	焼物	壹からけ
一	むしろ包呉座	壹丸
一	長包	三ツ
一	但こん布 野菜	むきもの
一	征箭	壹箱
一	柳行李	壹ツ
一	同	壹ツ
		伊地知市太郎
		白物
		村尾主左衛門
		白物
一	置んたらひ	壹ツ
一	柳	壹ツ
一	白米吠	五表
一	但式斗五升ツツ入	
一	薪	拾五把
一	炭	三表
一	小包	壹ツ
一	船中用肴	
一	柳行李	壹ツ

一	但足輕兩人白物	
一	浅黄風ろしき包	壹ツ
一	但御著替入	
一	真米入吠	八表
一	但壹表式斗五升入	
一	内壹表半もの	
一	ゞ壹石九斗式升	
一	卷壺	壹ツ
一	但焼酎入	
一	槍竿	壹本
一	くつみ口入	壹箱
一	小壺	壹ツ
一	船中用御茶	
一	酒	壹樽
一	船中用	
一	油樽	壹丁

〔史料2〕

〔島津権五郎関係文書 全〕（申渡書四通合本）

〔坊津滞船

島津権五郎殿

喜入多門〕

御自分来船、其外船々去ル十八日坊津へ挽入同所へ滞船之旨相達候、然

処御用之儀有之候間、何分御差図有之迄之間、其許へ一統滞船可被申付候、尤死骸積船之儀も自然其許へ致滞船候ハ、是又可被留置候、此旨監物殿依御差図早々申越候、以上、

八月廿一日

喜入多門

坊津滞船宝島渡海

物頭 島津権五郎殿

松平豊後守領分宝島へ異国人上陸狼藉候処、家来吉村九助異人打留候由及狼藉候上ハ右之通取計候儀尤之事候、

右之段青山下野守殿より被仰渡候間申達候、

切紙

島津権五郎殿 島津縫殿

御用之儀候間、明日四時可被罷出旨、右近殿依御差図申達候、以上、

寅八月廿三日

文政元年寅八月廿四日御鉄炮奉行被仰付候事、

切紙

監物殿より被相渡候取次被達覚書之写

島津権五郎其外旅宿之儀ハ着島之上、同人見計を以、島役人へ可申渡事、

〔史料3〕「文政七年

宝島江異国人到来事件」

島津権五郎系譜抜書

○久命事

文政七年甲申七月九日異国船来宝島七島之内自橋船上陸横行島中発銃劫入奪野牛警吏吉村九助貞翁放銃射斃一人異人恐懼悉逃去而達其状本府、於是使久命以物頭率与力足輕三十六人渡宝嶋警衛、至則無事及以他日防禦之術令島中九月朔日発宝嶋、同十三日還本府復命、

○輝澄 弥九朗也

文政七年甲申之夏異国人来宝嶋狼藉、即使父久命行警衛、於是輝澄請官従父渡宝島、秋九月又と父還本府詳久命之伝、同八年乙酉九月朔日召久命於城、於敷舞臺為当番頭兼御用人、御家老町田監物久視伝命、是平日不怠勤、且去年異国人漂来宝島乱妨後為島中衛護以渡海之故也、

写

太平布 三疋

島津権五郎

右は去年七島之内宝島江異国船老艘漂来、橋船より異国人上陸及狼藉候節、跡為取締被遣候処、諸事下知行届候段被聞召上候二付、右之通拝領被仰付候、

右御格之通可申渡候、

九月朔日 監物

写

一 当番頭

二 御役料米貳百俵

三 御用人勤

島津権五郎

右は兼<sup>而</sup>致精勤、其上先度宝島<sup>江</sup>異国船俵来及乱妨候跡、為取締遠海被差渡候付、旁之御取訳を以、右之通御役替被仰付御役料被下置候、

九月朔日 監物

一 乗組人数

足輕

石塚常八

児玉源八

堀常右衛門

古川覚右衛門

前田新四郎

文政七年甲申八月十一日御樓門ヨリ御備御繰出之事

一 其内四本甚助殿ヲ以御内證様ヨリ海上安全ノ御守頂戴被仰付候事、

一 御繰出之節ハ御角屋ぐらヨリ御内證様御覽被遊候由、

一同十二日 小早船頭

六時分出帆之事 平山庄左衛門

船付

曾右衛門

異国船差越島中及騒卸吉村氏敵忤人射留被申候一件始終左之通  
大船老艚

但小階船程位、帆柱三本、白帆三重、矢帆柱迄四本程、船高夕相見得候、船外廻り白塗、上之方黒く相見得候、簾印不相見得間、矢帆之仕様<sup>而</sup>則居留又進ミ致自在候筋相見得、小船は長五尋位、横四尺余り可有之と相見得、外廻り都<sup>而</sup>白塗薄き板<sup>而</sup>めん島羽ニハき立爰板なども無之、至<sup>而</sup>手輕相見得、袖カイ長サ丈四五尺計、脇カイ六丁、長丈丈計も有之と相見得候、夫を以まね候故行事如矢、日本人などの腕刀<sup>而</sup>ハ難及カイ長候、

右は当月八日北之方<sup>江</sup>船相見得漸々当島<sup>江</sup>差向ケ近寄候、其日之風辰巳之風<sup>而</sup>向風同前、此方<sup>江</sup>差向參り無心元、人々氣を付居候処、無程帆成日本之船共不相見得帆も白相見得、左候得は階船とも不相見得何歟ト申候内半里計之所へ乗付、小船より七人乗<sup>而</sup>前籠と申所<sup>江</sup>乗入、古在番松元次助殿・横目中村理兵衛差越候得は何方船共言語不相通手様ヲ以テ沖より遠目鐘を以見候得は牛相見得候、夫を呉候様牛々指差致、手様候間呉候儀不相成と致手様候内、当詰在番島役々出役有之候得は、直ニ小船押出本船之拵引取候ニ付 其成<sup>而</sup>役々も被引取、別而無心元船と相見得候間、方々遠見番付置候処、北之方<sup>江</sup>三四里も走出、夜入船不相見得候、

一 翌九日、夜明候へは四五里も相隔、又々当島へ船差向居候段、遠見番

より申出、朝五ツ半四ツ前<sup>二</sup>も候半、半里計之所<sup>江</sup>船を留、小船二艘御前籠<sup>江</sup>乗込、所之者共早々差越候得は、昨日之通牛を指差呉候様致手様何ぞ念遣敷体共不相見、詰横目吉村九助殿新古在番島役二被差越候処、彼方より書付差出横文字之ゆえ不相分、此方書付文字不相通、彼方より焼酎<sup>并</sup>麦<sup>二</sup>作候菓子通宝之金銀衣類或ハ刺刀、小刀、鋏、はり時計不相成と致手様米野菜等見せ候得は米沢山ニ持合、野菜は多ク呉候様致手様、田いも、唐いもなど呉候得ハ別<sup>而</sup>嬉敷体候相見得候由、船中乗組人数之事手様を以相尋候得は左右之手指七度握り候、左候得は七十人乗<sup>三</sup>可有之と相見得候、又阿蘭陀と対峙<sup>二</sup>有之、インキリスと申事と相見得候、先年長崎<sup>江</sup>差越候エンケレス之事<sup>三</sup>ハ有之間敷哉と存申候、また鯨を書き片目を塞きなどいたし笑候<sup>而</sup>、夫も突船より引候様致手様、船にももり之様成もの乗セ候由、我々ニは浜坂と申所より致見物居候へ共珍敷異国人之事候間不苦候ハ、見置申度、出役之衆<sup>江</sup>尋遣候処、差越候様承直<sup>二</sup>差越致見物候、頭はいり毛<sup>三</sup>大形赤ク又黒も有之候、毛至<sup>而</sup>短ク、眼相替候、又日本人ニ格別不相替も有之、勢は皆大ク、鼻勝<sup>而</sup>高ク、色は日本人同前、衣服は大形赤ク至<sup>而</sup>短腰之上迄有之、袖細ク、股引、革足袋等ハ唐人の如ク、帽子如此、勇猛の生質と相見得居候、牛を呉候事不相成と申事旨兼<sup>而</sup>候哉、又牛と指差あり申候共不相分候、野菜其外衣類等取揃帰候様致手様候へは、都<sup>而</sup>諸品取束暇乞と相見得、互ニ手を握りインキン<sup>二</sup>致籠応候体にて、皆々小船<sup>江</sup>乗付本船之様相帰候、

籠ニ漕入、籠之口にて鉄砲三筒打、小子ニハ右様出役有之候儀も毛頭不存処<sup>二</sup>、右鉄砲を打候を承る、直ニ御番所木戸口駆付、本船よりハ石火矢を打、木山尻と申処、響近ク乗掛、小船の者共ハ陸ニ上り御番所<sup>江</sup>差向鉄砲透間なく打掛、御番所より船付場迄ハ百四五十間も可有之、岡山も無之見通し申分場所、彼之方よりハ鉄砲を如此、たむしうニ打掛此方<sup>江</sup>は御番筒四匁位式挺、其外ハ式匁已下之小鳥筒四五挺位<sup>三</sup>、平場之勝負なりかたく味方を損候<sup>而</sup>は不相成、此上ハ唯諍り返り居候ハ、自と村中<sup>江</sup>可走登、其時御番所木戸口<sup>三</sup>可打留外無之と評議相決相扣居候処、かねて畑と申候<sup>而</sup>船付場より四方一面ニ相見得付候広畑へ式人走行、牛ニ向ケ鉄砲打候得共、射逃候と相見得、二筒目ニ射伏、追々右場所へ七八人走行、牛を追散し、右往左往<sup>二</sup>走廻り、牛を擲取行もあり、老人ハ小高ク岡之上<sup>江</sup>走上り致見物居、射伏候牛切放し<sup>三</sup>四人<sup>三</sup>銘々肩ニ掛持運候、体々相見得、其内も船場よりハ始終鉄砲打通し、本船より石火矢音絶間なく、然処最初牛を射伏候者共三人村<sup>江</sup>走向候と申候得は、味方大ニさハき立多人数木戸口<sup>江</sup>相集り居候、人々いつの間にか人を少相成、木戸口は吉村九助殿被踏留候気色見受候間、にしニは平田藤助持筒相請取、五番所木戸口坂之下寺河と申候竹山より横合ニ可打留と申届駈行候得は横目中村理兵衛・平田藤助相続参候、寺河迄は行付候得共、見込候場所<sup>江</sup>得不出内本道ハ不参上道より敵三人御番所木戸口坂<sup>江</sup>向走上候処、鉄砲たんくと<sup>二</sup>続<sup>三</sup>ニツ鳴り候得は、老人は本道坂下り逃行、井河之口<sup>江</sup>牛老足繫き有之、牛と岩との間式三尺明間有之所を、鳥之飛ことくひろと見掛、鉄砲も得不出残念至極存候、浜坂と申処迄<sup>三</sup>も候半大音を揚候声、日本人之声より倍高ク、如何様惣勢を船本へ相まとめ候為之大音と見

得、俄ニ船元さわかしく相成候、右通三人上道より走上り鉄砲も二筒鳴、老人逃行、式人は不相見得うめき声、牛の声のことく聞得候間、式人共ニ打留無別条と存、我々三人右山を駆出、木戸口江走行候得共、老人射伏有之最早息も絶居候も難計、暫ク木戸口を堅メ居候得共相知、為用心被射伏候者所持之鉄砲平田藤助<sup>江</sup>為取、船も外へ漕出ニ付、吉村氏など、いつ方居候処不相知方々尋させ候得は、番所上之頂ニ被扣居候処尋行、始終之成行承候、御番所木戸口江吉村氏待受、敵合四間計之所<sup>ニ</sup>射伏被申候ハ、老人は上道より逃行候由相知被安心候、一筒ツ、鉄砲逃々捨打ニ打掛候筋と相見得候、吉村氏手柄故惣勢も直引取祝儀共申候、誠ニ吉村氏敵合四間計引受射伏被申候業合、余程心氣しづまり不申候得は、夫迄は待付かたく感入候、其場江居留り相堅メ候人数纒ニ拾式三人名前略ス、其外は方々行散り人数無之、平田藤助・前田孫之進式人は其場より直ニよこひの鼻と申所<sup>江</sup>遠見ニ差遣、追々落集候者共方々<sup>江</sup>遠見ニ差遣、郡司役所<sup>江</sup>我々ニも打詰諸事無心置致差引候様、吉村氏・貴島氏杯様より諷<sup>而</sup>承趣有之、郡司役所<sup>江</sup>皆々列立差越候処、うて、ふて<sup>ニ</sup>何之頓着も無之、賄方飯米手当等旁不差置致下知候、惣勢引払之時分は七ツ半大鐘時分にて候半と残候、追々遠見番より届申で候は本船<sup>江</sup>小船都<sup>而</sup>引揚、半里計島を隔、西之方を廻り、其節迄も石火矢は節々打帆けたの上<sup>江</sup>三四人上り致遠見候体ニ相見得、午之方一里半計走り出、夜ニ入船に相分候段申出、其夜は遠見番も方々<sup>江</sup>被差遣置候、

但吉村氏より承候は少シ左ニ寄り当り候と覚居候段承候間、死骸相改候処、不違胸板、少し左ニ寄り背中射ぬき被申候、手足背中三ヶ所にもものゝ疵と相見得古疵之跡有之、手之疵ハ新ク相見得候、節々

海賊等いたし蒙りたる疵<sup>ニ</sup>可有之と申事ニ候、最初差越候より袖カイを取候も、此は陸ニ上り、真先キ牛を射伏、村<sup>江</sup>走向候も此者<sup>ニ</sup>候、頭を取候、強気者と相見得候、

一女童老人都<sup>而</sup>山々へ相逃、近山<sup>江</sup>相逃居候者ハ暮ニ及追々帰候ニ付、女共ハ終夜米打方為致、遠山<sup>江</sup>逃行候者共ハ飯統方島中惣人数郡司役所<sup>江</sup>相集置、役所賄ニ致させ候、尤当島米ニ出付あり、糶<sup>ニ</sup>圍置候間、摺米相少ク吉村氏より白米式俵直ニ相渡、其外摺米持合候も都<sup>而</sup>取揃、又いちゝ氏方より米壺斗余借入させ、にしニは手本<sup>江</sup>米毛頭在合平米四五升持合候間、夫を給させ候、吉村氏米無之候得ハ糶摺方急ニ相調、其上人数も無之、右之蔭を以て急事相弁、都合よろしく候、

一又々乱妨可致儀も難計、吉村氏新古在番衆談之上、人々ニ応役賦り無之候へバ、今日之通人数行ちり妨かたへとの事<sup>ニ</sup>帳面<sup>江</sup>仕立役賦有之候、にしニハ鉄砲之役を承り差図ニ応候、尤御番所木戸口逆中<sup>江</sup>逆もぎを引、外道有之場所切塞き、木戸口之上<sup>江</sup>三尺余土手を築き上、鉄砲七八挺位被打候様、陳場を拵皆々働候故、夜半ニ不相成内ニ致成就候、

一翌十日夜明候へハ船不相見得候段申出候間、にし<sup>ニ</sup>木屋へ罷帰居候処と、又々五ツ時分<sup>ニ</sup>も候半、午之方<sup>江</sup>船相見得、追々届申出、漸々近寄候段申出、則にし<sup>ニ</sup>も役所相詰居候、村中大ニさわき立、諸道具を取集メ衣類鍋釜釜迄取出、右往左往受喚立候間、皆々役所<sup>江</sup>集ひ、差図之上山<sup>江</sup>逃させ候様致下知候得共、耳ニも不聞入山へ逃行、手ニ及手ニ不申候、七ツ時分ニは五六里も有之候半、大間<sup>江</sup>差向参候段申出暮時分ニハ二三里位も有之候処<sup>ニ</sup>、夜ニ入船不相分候、遠見番所東西共諸所<sup>江</sup>遣置、夜中陸<sup>江</sup>上り候も難計候得共、大形夜明未明より

乱妨可致と、皆々鉄砲込合早込に用意迄もいたし相待居候、勿論大間より上り候ハ、東の方ハいつ方、西の方ハいつ方<sup>ニ</sup>可相防と評儀相決、遠見番之外ハ山草履作りかた等為致役所<sup>江</sup>集居候、

一翌十一日夜明候へは、船不相見明候段、昨日より山へ為逃置候、女童老人今朝相帰候、又日出過ニ相成候得は、午之方<sup>江</sup>又々相見得候段申出候、昼八ツ時分ニハ当島より東の方七八里も有之所迄参り、夫より又午之方<sup>江</sup>向ケ走行漸々遠ク相成候音、前々ハ船も不相見得候、本國<sup>江</sup>致帰帆候節ハ大東<sup>江</sup>参り走り申候由候間、其節之風東風<sup>ニ</sup>候間、間切走り<sup>ニ</sup>、右通度々相見得候半と申事候、遠見番は為念所<sup>江</sup>被出置候、翌十二日朝ニ相成候へは、船も不相見得候、

一別而世話ニ存候へは、右通強氣成者ニ候間、又々致乱妨山などへ火を掛候得は当島ハ皆竹山続候間、無残焼払可申と、是ニハ身体行廻り致心配居候得共、無之儀致安心候、

一陸<sup>江</sup>上り致乱妨候は人数式拾或ハ二三トアリ三四人<sup>ニ</sup>も有之候半、儘二人數不相知候、

一被射伏候者所持之鉄砲拾匁位、至<sup>ニ</sup>彼薄筒口茶碗などの厚サ位筒之長三尺四五寸も有之候半、台迄四尺六寸計火打からくり式匁位之玉四ツ込居候、

一塩焔入牛之角口、葉入ハ不相見得候、塩焔ハ小割ニシテ勝たる塩<sup>ニ</sup>口藁、別ニハ不相用筋ニ相見得候玉ハ切レニ包、式匁位數多五六匁位式ツ三ツ八匁位老ツ、早込式ツ相殘居候、老ツニ玉四ツ計ツ、入有之候、

一衣服猩々緋類之物と相見得候、股引之様成は黒羅紗帽子は籐を以て作り候物を相見得候、

一射伏候牛老外ニ疋合三疋都<sup>ニ</sup>而女牛<sup>ニ</sup>候、船元<sup>江</sup>五六匹も引行候と相見得候得共、急ニ引取候故、津畑<sup>ニ</sup>取散シ候哉、跡<sup>ニ</sup>而牛改候得共、右之通不相見得候三疋被奪取、殘多次第二存申候、外ニ矢当り之牛老疋玉込り居り腫病候得共、漸々快相成申候、

一跡達而承候へバ二度目差越候節、鯨を突候もり外ニ長柄之もの式本、頭ハ式尺計の切れ之袋入候もの船ニ有之、何にて可有之と、氣を付見候を察候ヤ、直ニ魚を釣候致手様、右之道具と指差候由候へとも為用心乗セ候鎗類之もの<sup>ニ</sup>可有之と申事候、

右之通及騒動候儀被成御聞候ハ、掛<sup>ニ</sup>之御世話可給と右始終之成行不入事迄も筆ニまかせ書散之為御安心申越候、端島之事候間、毎々右様之事共有之候<sup>ニ</sup>ハ、小子ニも最早六十才近く罷成老骨込入候、三日ハ昼夜安眠も得不致万事御察可被下候、以上、

七月廿日

本田助之丞

本田仲右衛門様

森喜右衛門様

宿許

### 薩藩雜史

文政七年甲申七月九日於河辺郡宝島横目吉村九助との喋咄喇西人被打果候始終大概、

### 吉村九助殿宿元状之写

一当月八日四ツ時分、爰元西之方浜辺<sup>江</sup>白帆大船老艘見得來相成居、七ツ時分橋船老艘御番所下前籠<sup>江</sup>水主七八人位<sup>ニ</sup>為参由ニ付島役共差越

生國為承候得共、音語不分由、然共手様を以て牛を望候様子二見及御座候得共、返答不致候処、夫成<sup>ニ</sup>而本船<sup>江</sup>為引取由候、然処翌九日四ツ時分右同所<sup>江</sup>船式艘水主七八人位<sup>ニ</sup>而乗付相見得候付、島中其外在番衆杯多人數出會、本船等何か之次第とも承候へ共、何も不相分日本とか申事有之、手前ハイギリスと申事計相分、左候<sup>而</sup>牛を呉候様手様を以再三申候得共、遣事不相成段、此方より手様<sup>ニ</sup>而申聞野菜ふと差送呉候<sup>而</sup>、早々引取候様申入候処、当日八ツ時分船三艘取仕立多人數乗付右同所<sup>江</sup>又々乗來、直ニ鉄砲夥敷打立、專御番所<sup>江</sup>差向打掛候、又ハ相掛居候本船之儀は時々石火矢を打、島中劫ス体ニ相見得陸下り人數ハ手分いたし、海辺野原之牛を射殺し、或ハ相捕<sup>レ</sup>及狼藉候得共、小島小人數<sup>ニ</sup>而心之俣防方不相成、おのつから村<sup>江</sup>踏入可致乱妨勢ひ相見得候付、御番所城戸<sup>江</sup>差横防かた折柄、右海賊三人銘々鉄砲を持すで二村へ踏入体ニ見受候付、拙者ニも鉄砲<sup>ニ</sup>而右頭取立候ものと相見得、緋羅紗羽織着候者耆人三間計之所<sup>ニ</sup>而打留候処、跡人數之内鉄砲打掛、海辺同列之方へ逃去候形ニ相見得、右始終仕抹仕形中々緩せずへかね候、甚不快千万成儀共有之候得共難申尽候、

申七月

右吉村九助との宿元状之内ニツ書ヲ以被申越候写

古在番帰帆船頭名代上町之袈裟太郎大門口御番所ニ而申口聞書

一 当七月八日七島之内宝島前籠と申所耆里計沖<sup>江</sup>イギリス船汐掛いたし、橋船老艘七八人乗<sup>ニ</sup>而下り、本島飼置候牛海辺<sup>江</sup>つなき置候を見もらひ度致手様候付、不相成由申達候得共、是非々々貴度由二付、此牛を遣候へハ首を切、法度候間遣趣致手様候処、右船乗帰リ翌九日四ツ時分

橋船式艘六七人ツ、<sup>ニ</sup>而乗來、昨日之牛是非<sup>レ</sup>強<sup>而</sup>願候得共、遮<sup>而</sup>不相叶段申切、其外野菜類入用候ハ、可遣旨致差様候処、貴度由二付諸野菜式駄位遣候由、又米を見せ入用無之哉ト致手様候処、入用無之由<sup>ニ</sup>而式艘共ニ乗帰リ、其日二時計間有之、橋船三艘乘來手々ニ鉄砲持來、右前籠<sup>ニ</sup>而牛耆疋鉄砲<sup>ニ</sup>而射殺浜<sup>ニ</sup>而拵方いたし、外ニ活なから疋奪取、外ニ矢当之牛耆疋玉送り<sup>ニ</sup>而取残有之、小島を何なとひ候哉、鉄砲繁々鳴シ候付、島女老若惣而耆里計之山中<sup>江</sup>逃隱候、頓而御番所を志し上り來候を詰御横目吉村九助式刃耆分強棄にて先立候者を胸先より後へ射通候処、其外之者皆共橋船<sup>江</sup>取乗逃帰リ候由、尤諸所上り場所<sup>江</sup>は詰合之人數其外島中之者鉄砲手馴候者共、都<sup>而</sup>間伏立<sup>ニ</sup>而上り來候ハ、惣而射殺手配有之よし、島中四五日夜寝も不相成大騒動<sup>ニ</sup>而御座候、

宝島先在番 新在番

松元次助 上原市兵衛

貴島助右衛門 平田清兵衛

右之通候処、本船ハ碇を上ケ、頓<sup>而</sup>乗出し島乗はなれ、又乗寄候由、後ハ大島之方へ乗下り候様帆影相見得候、打留候者は塩漬<sup>ニ</sup>而格護、衣類<sup>并</sup>所持之鉄砲は差登此節飛船差立伺ニ相成候由候事、

一 七島之内宝島在番之儀は一ヶ年一詰<sup>ニ</sup>而交代被仰付、横目吉村九助殿儀は御用有之別段渡海被仰付被詰居候処、文政七甲申七月八日異國舟差越及騒動敵耆人打留候成行、則飛舟を以御披露被申上候処、海上式百里内外之海路別<sup>而</sup>之荒波故着無之、然処古在番貴島助右衛門殿・松元次助殿交代<sup>ニ</sup>而被罷帰、八月七日山川津<sup>江</sup>着<sup>ニ</sup>而飛舟着之儀被相尋候処、着無之候付夜通被罷帰、同八日鹿兒島<sup>江</sup>着、直ニ御披露被申上候処、

則より御手番有之、翌九日左之通被仰付候、

大将物頭 御兵具所書役

島津権五郎殿 斉藤助五郎殿

御番医師

谷村栄元殿 御兵具方肝煎七人

権五郎殿二男生年十八歳

島津権五郎系譜ハ弥九郎輝澄トアリ

掛橋門十郎殿

右耆人時分御願渡海

一 小早船四艘 一 荷方舟四艘

一 鉄砲五拾挺 一 鑓式拾本

一 石火矢三挺 一 塩シ千五百斤

一 弓式拾挺 一 火繩矢玉過分

一 楯之板 一 味噌塩過分樽二入

一 薪過分 一 白米五拾石

一 山草履千足其外入用之品々

一 真米三百石

右は御番地米蔵より積入外三百石、山川両御蔵より異国方御手番御用

心米之内より積入有之筈候由、

一 物頭兵具之儀は兼御手番有之候通、都而供廻迄自分物、

一 書役・医師・肝煎・足輕着用之鎧御兵具方より、

一 小早舟船頭・水主之儀ハ御船手より不足人数は兼御手番之通上下町

より直二差立、

一 荷方舟之儀ハ浦舟前之浜江廻船之内より船頭・水主慥成を御船奉行より吟味ニ、直二御用舟被申付候由、

但荷方船式艘は前之浜廻船之内より直二御用舟被申付、式艘ハ於山川被申付候由、

右請持之御役場町奉行・御兵具方・御舟手・物奉行所御春屋、

右は申八月九日兼御手番之通被仰渡、翌々十一日 御殿より大将馬

上ニ繰出、纏ハ朝鮮御渡海之節御持セ之金之逃団羽之纏肝煎手鑓野

羽織・野袴、足輕ハ野羽織股引ニ而下津端下夕会所立宿上下七拾式人、

小早舟四艘江乗付、十一日晚山川へ向出帆海上十三里、

但朝鮮入・琉球入以後初ニ之珍事ニ武器ハ不及申、諸品々向々より

持運、兵糧は米蔵より繰出、下馬先より津畑迄見物人群集いたし候、

御出之御入価無申計候、

本文二付、文禄元曆壬辰年 義弘公 久保公御父子関舟拾四反帆住吉

丸より高麗御渡海被遊候付、此節宝島渡海二付ニも、右之例を以御船

奉行より小早舟差出候付乗舟有之、山川津より及両度出帆有之たる由

候処、海上式百里内外有之、別ニ之荒波故小早舟之儀は上勝之舟ニ難

乗届、其段早打を以被申上候処、鯉舟江乗替被仰付、小早舟乗与人数

鯉舟拾八艘二乗移出帆有之、尤最初小早船江乗付居候御船手船頭・水

主耆人ツ、船中取締として乗せ付られ候由、

但肥前国名護屋より対馬江海路四拾八里対馬より高麗へ四拾八里日

本より九拾六里

右は宝島渡海惣人数舟中込式百八拾余人相及候処、小島故陸宿無之、

足輕杯は舟中杯居之由候、然処兵糧積舟四艘之内式艘相届候処、浜無

之耆里計沖江相掛り糧米接岸困難致御方、本舟ハ直二琉球之内大島江



相逃候由、宝島<sup>江</sup>三拾余日滞在為有之由候得共、最早異舟不相見得、長々滞島有之候<sup>而</sup>は兵糧難続、三拾余日滞在<sup>三</sup>而九月中旬惣人数引取帰帆有之候、然処島津権五郎殿供舟老艘着無之、於沖中風波強く命から<sup>二</sup>而十四日相後レ着、尤兵糧積舟式艘は今二行衛不相知候事、

吉村九助打留候異国人死体請取方として御兵具所肝煎老人・足輕五人舟御取仕立、宝島<sup>江</sup>被差遣、九月初山川<sup>江</sup>入津、同六日鹿府着<sup>二</sup>而異国舟手番掛御用人喜入多門殿頭役<sup>三</sup>而、其外唐船改役・御兵具所・肝煎・足輕多人數才領<sup>二</sup>而、同八日鹿府出立<sup>三</sup>而長崎御奉行所<sup>江</sup>被差送候事、

或雜書之内より左之通書拔

吉村九助事、宝島<sup>江</sup>横目勤<sup>二</sup>而渡海候処、イギリス船漂着橋船より多人數致上陸、飼牛式三疋盜本船<sup>江</sup>乗せ、猶亦方々及狼藉候付、御番所<sup>江</sup>向參候を見て、宝島郡司平田平六老人残り、外ハ何方へ逃去候哉不知知、右北坂上り口より門柱迄ハ九間有之由、イギリス人三人共鉄砲持そろく參候、依之五間計步纒三四間有之候時、九助鉄砲を以イギリス人之左の乳の上を髻被射候処、直二倒れ外式人ハ声を上ケ逃、外イギリス人一所二小舟二乗、早々本舟<sup>江</sup>乗付致出帆候由、其折遠島人本田助之丞と申走人究竟之場所<sup>江</sup>出張働有之候、外同様之人<sup>非</sup>詰役々老人も何方へ居候も不相知、如何様山ニ隠居候哉と風聞不宣、イギリス人被打留候は七月九日八ツ半七ツ時分の由、九助被打鉄砲音老ツト平田平六聞候由、本田助之丞ニは少隔り被聞候處、タン々々と式ツ鳴、都合鉄砲三挺鳴候由、式丁ハイギリス人之由、其夜雲晴月さやか成けれハ九助歌に生年五拾七歳、

雲晴て見るめ涼しき夏の夜の月の霜をく浜の真砂地

其後助之丞ニは働よろしき段申出相成候處、種子島へ島替被仰付、新宅を為昨叮嚀ニもてなし始終致安居候様被仰渡候事、

一番御老中<sup>江</sup>御届書

私領分薩摩国七島之内宝島沖<sup>江</sup>七月八日白帆之船老船漂来、橋船より異国人致上陸候付役々差越相尋候得共、言語文字不相通、無程本舟<sup>江</sup>乗戻り、翌九日橋舟より致上陸、牛望之由致手様候付、不相調段手様<sup>三</sup>而相答候籜印ハ難見分候得共、えけれすと申言葉迄相分り、野菜を呉候處、本船<sup>江</sup>乗帰り、又々橋舟より多人數上陸方々致徘徊、海道<sup>江</sup>繫置候牛老疋相殺、外式疋奪取在番所<sup>江</sup>鉄砲繫相放及狼藉候付、為目付役彼島<sup>江</sup>遣置候家来吉村九助と申者、鉄砲を以異国人之内老人射留候處、其余之者共不殘本舟<sup>江</sup>逃帰、午未之方へ乗行、同十一日迄之間遠沖<sup>江</sup>帆影相見得居候得共、其後何方へ乗行候儀相知不申旨申来候、依之物頭島津権五郎ト申者<sup>江</sup>人数相付、彼島人差渡其外浦々島々<sup>江</sup>も取締藤堂申付置、右打留候死骸地方へ差送次第警固之者相添、長崎<sup>江</sup>可送遣旨彼地奉行<sup>江</sup>委曲申達置候旨、国元家老共申越候、此段御届申上候、以上、

閏八月十一日 御名

一 文政八年酉十月十五日左之通

一 郡奉行

一 御役料銀式枚

一 横目勤方は迄之通

吉村九助

右は多年番役相勤、其上先達<sup>而</sup>宝島<sup>江</sup>異国舟漂来候節働宜敷奇得(特)之至候、尤公義(儀)よりも御沙汰之趣も有之候付、思召を以、右之通

御役被仰付御役料銀も被下置候、

右御格之通可申渡候

十月 内蔵

八月十日願書之写

口上覚

島津権五郎宝島出張一件日記 一

(文政七年自八月十日 至九月十三日)

日記

八月九日

一 今日昼七ツ過異国方掛御家老衆町田監物殿御宅より急御用ニ付可罷出  
旨御承知<sup>ニ而</sup>被成御出候処、左之通り被下渡候御書付之写

監物殿より被下渡候御書付之写

島津権五郎

一 右七島之内宝島<sup>江</sup>異国船壹艘漂来候船より致上陸及狼藉候付致出帆候  
得共為取締、早々宝島<sup>江</sup>被遣候、右可申渡候、

八月 監物

右之通喜入多門取次を以被仰渡候、

右同人より被相渡候御書付之写

一 銀七枚

島津権五郎

右此節急々宝島<sup>江</sup>被遣候ニ付、右之通被成下候、

右可申渡候、

八月 監物

私事此節宝島<sup>江</sup>異国船漂来ニ付被差越候旨被仰渡、依之奉願候、滯島  
中為締二男掛橋郷次郎召列申度奉存候候間御免被仰付被下度奉願候、  
此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

島津権五郎

八月十日

願之通御暇被下度候、

八月 内記

右之通相認、月番御用人<sup>江</sup>相付差出候処、御帳紙を以御免被仰付候事、  
一 急御用ニ付、早々相仕舞、其届可申出旨御承知候間、十日四ツ時、直  
ニ御登城御仕舞方被為濟候御届被仰上候事、

一 八月十一日四ツ時御出立、本御門より吉利屋敷前 御殿<sup>江</sup>御登城、直  
ニ御家老御座候御出、尤喜入多門殿より宝島在番平田清兵衛殿・上原  
市兵衛殿<sup>江</sup>被遣候堅封壹通被相渡候、閏八月六日宝島<sup>江</sup>着船之砌、拙  
者旅宿<sup>ニ而</sup>右之三人<sup>江</sup>遣<sup>ニ</sup>御渡被成候事、

監物殿より被相渡候御書付之写

島津権五郎其外旅宿之儀ハ著島之上同人見計を以島役<sup>江</sup>可申渡事、  
御登城之砌、多門殿より被相渡候御書付写

島津権五郎江申合之覚

此節七島之内宝島<sup>江</sup>異国船壹艘漂来致狼藉候付、為致出帆筋二ハ相見

得候へ共、又々渡来之程合も不相知候付、御兵具方・与力・足輕三拾六人被召付、其外医師等相添為取締、宝島<sup>江</sup>被差越候条得其意手当向嚴重可取計事、

一 島元<sup>江</sup>差着船之上ハ横目吉村九助為取締七島<sup>江</sup>被差越候処、当分宝島<sup>江</sup>相詰居候由二付、御番所<sup>江</sup>被渡置候御兵具・玉葉等立会致見分不用立分ハ引替相渡罷帰候上、何分可申出候、左候<sup>而</sup>以來締方行届候様在番人並吉村九助申談郡司共<sup>江</sup>も急度申渡置候様可致事、

一 宝島之内<sup>江</sup>自然異国船漂来及異儀候模様見請候ハ、応時宜打払候儀共、其場相応可取計事、

一 七島之内余島之儀も見聞申付候条、異国船漂来之段相知候ハ、早速致渡海候敷、又ハ足輕之内見合を以差渡候儀共ハ時宜次第取計、早々飛船を以鹿兒島（江脱）可申越事、

一 白米

但日数三拾日分、人数四拾式人之賦

一 真米

但日数式拾日分、人数同断

一 塩・噌並薪

但百日分

右之通取払方<sup>江</sup>向々より為相渡置候事、

一 其方<sup>江</sup>被召付候与力・足輕船中より滞在迄之賄方与力之内坂口甚助・同祐助<sup>江</sup>取払申付、飯米故実等右之通相渡候条吉村九助<sup>江</sup>も見聞申渡候得共何篇可致下知事、

一 真米三百石

一 用心銀式貫目

右式行為用心差越候条、長々及滞島米錢及払底候者右之内より相渡罷帰候上何分可申出候、

右之通申渡候条聊手拔有之間敷者也、

八月

異国船掛

坊津之滞船之内江御申来候御書付写

御自分乗船其外船<sup>江</sup>去ル十八日坊津<sup>江</sup>挽入、同所<sup>江</sup>滞船之旨相達候、然処御用之儀有之候間、何分御差図有之迄之間、其許<sup>江</sup>一統滞船可被

申付候、尤死骸積船之儀モ自然其許<sup>江</sup>致滞船候ハ、是又可被留置候、

此旨監物殿依御差図、早々申越候、以上、

八月廿一日

喜入多門

坊津滞船宝島渡海

物頭 島津権五郎殿

御書付写

御時分事、当分坊津<sup>江</sup>滞船之段相達候処、七島之儀、別而難海之儀故、別段御吟味之趣有之、鯉船<sup>江</sup>乗替被仰付候条、右御手当旁為差引石原龍次郎・薬丸喜八其許<sup>江</sup>被遣候付、御用節儀右面々ヨリ承知可有之候、尤荷方船之儀モ壹艘ハ減少候、此旨監物殿依差図申越候、以上、

八月廿一日

喜入多門

島津権五郎殿

公儀ヨリの御書付写

領分宝島<sup>江</sup>異国人上陸狼藉候処、家来吉村九助異国人打留候由及狼藉候上ハ、右之通り取計候儀、尤之事候、

右之段青山下野守殿ヨリ被仰渡候間申達候、

文政七年甲申

一 八月十一日出立乗船候得共、順風不宜候付其夜滞船、

一 同十二日朝六ツ半時、前之浜出帆同日夕七ツ時分山川湊<sup>江</sup>着岸、此所ヨリ度々致出帆候得共、順風無之、十四日迄滞船、

一 同十五日朝四ツ時出帆、昼八ツ時山川之内仲ケ水ト申所<sup>江</sup>汐掛、又風悪敷山川湊<sup>江</sup>吹返、

一 同十六日滞船、

一 同十七日朝五ツ時山川出帆、諸浦々ヨリ曳船余多差出ス、夕七ツ時知覽之内松ヶ浦ト申湊<sup>江</sup>入津、夜半頃ヨリ風並宜敷相成、八ツ時ヨリ出帆、翌十八日朝六ツ半時分坊津湊<sup>江</sup>入津、

一 同十八日ヨリ廿二日迄順風無之、滞船、

一 同廿二日夕方鹿兒島ヨリ飛脚到着、御家老座御用封相届、出帆之儀可見合旨申来、其訳ハ鯉船ニ乗替候様被仰候趣<sup>ニ</sup>ハ、夜九ツ時分唐船改役石原龍次郎・書役薬丸喜八御船手下目付久留助衛門外船頭壹人山川ヨリ知覽川尻・坊泊浦<sup>江</sup>御手当有之由<sup>ニ</sup>被差越候、

一 鯉船<sup>ニ</sup>渡海可仕旨被仰付候段、石原ヨリ承候御用相濟、時刻夜明方<sup>ニ</sup>候、廿七日迄順風無之、滞船、

一 同廿八日朝五ツ時過、坊津出帆順風宜敷、十八艘之船々口永良部ニ差向走り候処、其夜九ツ時分口永良部島<sup>江</sup>著岸、翌日明方迄二追々十八艘共著船、

一 廿九日ヨリ閏八月四日迄順風無之、滞船、

一 閏八月七日朝四ツ時分口永良部出帆、暮六ツ時諏訪之瀬風下<sup>ニ</sup>汐掛、

一 同六日朝六ツ時分諏訪之瀬出帆之処、風悪敷悪石<sup>江</sup>又汐掛、夜八ツ時分二宝島大間籠並後之浜<sup>江</sup>著船迫り、著船右之内中之島<sup>江</sup>致汐掛候儀有之、同日迄二十八艘共無恙致著船候事、

一 同十一日昼八ツ時異国人死体為見分致役々立会候、横目吉村九助・在番平田清兵衛・上原市兵衛其外与力・足輕<sup>ニ</sup>候竹内運右衛門相請取候<sup>ニ</sup>塩込直し、運右衛門<sup>江</sup>引渡置候、

一 同廿二日昼八ツ時分塩付死体積船出帆、

一 九月朔日昼八ツ時分宝島前籠出帆、西あせなせ<sup>ニ</sup>順風宜敷中之島<sup>江</sup>夜八ツ時分著船致汐掛候処、追候類船翌二日夜迄著船、

一 同三日曉中之島出帆、夕七ツ半時分屋久島之内永田<sup>江</sup>著船、夫ヨリ一港之様差越候、

一 同十二日朝四ツ時湊出帆、日入時分山川湊<sup>江</sup>入津、

一 同十三日山川出帆、夕七ツ時分鉄砲場沖<sup>江</sup>汐掛いたし候処、雨強く日入時分、前之浜新築地<sup>江</sup>著岸、

島津権五郎宝島出張一件日記 二 止

(文政七年自八月十日 至閏八月廿七日)

日記

四時分御帰り被成候事、

一 其番は終夜御仕舞方、

十日晴天

一 四時分仕舞相濟候御届御申被成候、

一 私御暇之願書、四時分差出候、八時分御免被仰付候、

一七時分諏訪弁天いなり御参詣、

一其晩は段々御見舞として御出有之候、

十一日晴天

一朝四時前御家内中様御盃之事、

一求馬様惣次郎様場負様作太夫御出有之候、其外遠武正右衛門殿鷺頭龍

藏殿重久篤右衛門殿同金次郎殿米良庄左衛門殿、

一四時前菱刈李之介様御暇乞御出、其外平川市左衛門殿相良甚太夫殿、

一御盃相済候間、四過御登城の事、

一直ニ御家老御座<sup>江</sup>御出、

一喜入多門殿より彼是含之御書附御渡被成候由、

一其より御兵具所<sup>江</sup>御出御樓門より御備御繰出、

一其内四本甚助を以 御内証様より海上安全の御守被下候、

一彼是の内御内役様より御盃のこと、

一御繰出の節は御角屋くらより御内証様御覽被遊候由、

一下馬ニて御城<sup>江</sup>御向御馬被召候、

一唐団扇の御纏先<sup>江</sup>御持セ被成、

一加治木御屋しき角より御屋しき御門前より御下り六日町通り石燈ろう

通り御下りニて其より横通り御打被成候、下会<sup>江</sup>御立宿被成候、

一惣次郎様・求馬様・靱負様・直江様・新之丞様へ御門送りとて舟附場

江まで御出、尤下会<sup>江</sup>御盃有之候、

一八郎様も御同様舟附まで御出、

一其外龍藏・金次郎・正右衛門・篤右衛門・七郎

一 大鐘時分御乗舟の事、

一其日は順風あしく御出帆の儀難成候間がんき内<sup>江</sup>汐かゝり、

一乗組人数郷次郎作

足輕石塚彦八 足輕八郎 寄行衛門権五郎 儀助五郎  
足輕尾正通八 石川寛右衛門前田新四郎

十二日半天

一 小早船頭 平山正左衛門

一 船附 曾右衛門

一 六時分御出帆の事、

一 相図として貝吹申候、

一 新城花岡古江様より引舟出ル、

一 大鐘時分山川湊<sup>江</sup>入津の事、

一 所役々見舞、尤愛甲庄八左衛門と申者所御立宿ニて候、尤所より酒吸物飯出ル、

一 風呂相立候間御入被成候、

十三日晴天

一 四時分所より飯出ル

一 平瀬孫太夫赤崎次左衛門殿見舞、

一 八時分伊せ八左衛門との当分唐物しまいとして参被居候由ニて見舞、

一 大鐘時分所役々見舞、尤酒取肴類差出申候、

一 岩下小五郎殿見舞、

十四日晴天

一 四時分熊野権現<sup>江</sup>御詣の事、

一 丸田孫市との見舞、

一 大鐘時分郷士年寄酒取者持参ニて御暇乞ニ参上仕候、尤飯差出候、

一 てい主庄左衛門より差上候、

一 六時分宿御立御乗舟被遊候得共、順風悪出帆の儀難成候ニて候、尤所

より酒吸物飯出ル、

一風呂相立候間御入被成候、

十五日くもる

四時分郷土年寄内田與左衛門・野間口柴右衛門舟江見舞、

一船頭庄左衛門召出し、出帆の吟味申付候処、九時分出帆の事、其日見  
か水はなまて参り候得共、順風あしくとふも難参旨、庄左衛門より申  
出候間、又々山川湊江入津仕候、

一直二所役々見舞、

十六日晴天

一前日同様の天気にて出帆難成候、

一鹿兒島江状差出候、

十七日晴天

四時分山川湊出帆仕候、七時分知覧汐懸、

其夜七時分出帆、浦役見舞、

十八日晴天

五時分坊津江入船所役々見舞

郷土年寄 伊勢地仙太夫 組頭 伊勢地森之進

永井休右衛門 伊勢地善平

山崎瀧右衛門 浦役 鮫島惣四郎

一六時分より一条院参詣、尤御宝物拝見

十九日晴天

一助五郎・作一 一条院江ゴ打ニ被参候、

一七時分御出有之候、

廿日晴天

八時分より便船より涼ニ御出有之候、

一六時分荷方舟坊江入津、

廿一日晴天

四時分より広大寺ニ参り申候、尤甚助・八左衛門あとより被参候、尤  
作市・助五郎ゴ打ニて御座候、和尚は泊より戻り候得共、則脇方江出  
申候、大鐘時分船江戻り申候、

廿二日晴天

一四時分所役々見舞、

一喜入多門殿より御用封相付候、

一所より唯今鹿兒島より御取会参り申候様にて差出、

一夜四時分石原龍次郎殿薬丸喜八御書付を持参ニて候由、

一四時分龍次郎喜八より御出可有之由、取会参り申候間、則御出有之候、

廿三日晴天

一四時分唐物掛より作市江御用申来候間出被申候由、

一大鐘時分大嶋上り船入津の事、

廿四日晴天

一鹿兒島よりの状、知覧より相届候、尤大根占地頭ニ相替り候様申来候、

一四時分鮫島三迪見舞として参る事、尤いはしのしほ付五盃樽式ツ差上  
候、

候、

一四時分よりあけ宿ニ御上り被成候、

一七時分三迪江御盃被下候、

一三迪江鎧を御あつけ被成候由、御約束有之候、

一六時分より向井源藏殿大嶋上りの由にて御見舞白さとう菓子被上候、

尤明日はくかより鹿兒島江戻り候様被申候、

廿五日晴天

一四時分脇岡伊左衛門殿見舞、折田彦左衛門殿見舞、尤大嶋上り由伊左衛門より白さとふ差被上候、

一 九時分久留助左衛門殿船の御手当にて今日参り申候由にて見舞、

廿六日夕かたより雨

一 橋口喜兵衛見舞として被参候、尤当分所横目相つとめ候よし、尤御用筋にて被参候、菓子梅ほし酒など進上仕候、

廿七日晴天

一 龍之進便として、龍次郎殿江今晚御まねき申上候由申遣候、大鐘時分より龍次郎喜八被参候、尤久留助左衛門殿も同様御まねき被遊候、

一 其晩は所役々より参上仕度旨、尤酒吸物飯杯持参にて御座候、尤年寄伊勢地仙太夫・永井休右衛門・山崎瀧右衛門此三人にて御座候、

一 助五郎巢玄殿も御てい主ふりとして被参候、

一 其晩五時分、喜八殿熊坂のうたい云れ候事、

一 助左衛門座頭の歌をうたはれ候、

一 其晩は九時分まで皆々被居候、

廿八日晴天

朝四時分坊津出帆、

一 壹番坊舟船頭正左衛門、船付曾右衛門壹番舟頭吉藏直左衛門水主拾

三人御乗舟

一 四番鹿籠舟美山喜三左衛門私舟は主左衛門次郎八

一 其夜口之江良部江惣船相附候、

一 出船之砌、龍次郎殿喜八殿助左衛門殿其外所役小船より御見送として被出候事、

廿九日晴天

一 口之永良部江著致候、誠之暗夜ニ難儀ニ而候、

一 四時分くか江御上り被遊候、

一 有馬善七左衛門と申者所立宿

一 有馬伝右衛門殿弟子丸與次右衛門殿在番の由、

一 四時分御船江見舞被成候、

一 伝右衛門殿より鹿を少々御上被成候付、則吸物ニいたし出し申候、

一 所より鱧片ひら差上候、

一 庄屋荒木六左衛門 横目佐竹惣右衛門

一 弁指徳永新吉 行司日高覚左衛門

一 右人数御見舞トシテ参上仕候、

晦日晴天

一 本行寺江御出有之候、門内ニ奇木有之候得共、木名相知不申候由、

一 一六時分より助五郎との被参候、

一 一五時分巢玄被参候、

一 長四郎を郷兵衛宿江遣し、御よひ被成候間郷兵衛祐介清之丞被参候、

一 四時分まで被居候、尤焼酎出し其取肴少々、

閏八月朔日

一 舟の水主者共江天氣角力本行寺にて為取申候、尤寺より焼酎差上候事、

一 與次衛門も被参候、大鐘時分相濟候間御帰り被遊候、

二月晴天

一 九時分より狩ニ参り申候、尤助五郎殿郷兵衛殿・與次右衛門殿・祐助殿・清之丞殿・甚助殿被参候、尤行司其外所之者共七八人参り候、其日は被取不申候間、大鐘時分帰り申候、

一 所役々より焼酎差上申候、尤御出帆ニ付差上候由、其晩よひ被成候、  
一 助五郎殿・巢玄殿江今晚は所より焼酎もらい申候間御出被致間敷哉、  
一 申遣候得は助五郎・巢玄も所よりもらい申候間、今晚持参ニて御座候、  
其晩四時分被帰候、

三日晴天

一 五時分船頭正左衛門・喜三右衛門参り今日も出帆難成由申上候、四時  
分助五郎殿・郷兵衛・甚助・清之丞・祐助・八左衛門見舞、

四日晴天

一 四時分川畑八左衛門殿被参候、今日は狩り企仕置候間不参哉と申候間、  
四過より参り申候所、其日は大鹿取得申候、尤庄屋・弁指・行司参り  
申候、尤犬くらいニて御座候、

一 四足身所かわも差上候、

一 其晩は所役々狩ニ参り候人皆々、其外與次右衛門・作一・郷兵衛・甚  
助・祐助・八左衛門・運右衛門被参候、其晩は四時分まで被居候、

五日晴天

一 朝六半時分天気模様宜相見得申候間、正左衛門出帆御聞被遊候得とも、  
模様あしく有之由申上候、然とも御乗付居可被遊由被仰候、

一 與次右衛門江茶・蠟燭被下候、

一 四時分宿御出立有之候、其折てい主より焼酎御取かわし有之候、

一 御番所江御出有之候、尤兩人より焼酎被上候、

一 其折天気模様宜相成候由、舟より申来候間、則御乗舟、

一 其日乗舟切宝島人四番舟江乗移り申候、

一 其晩は諏訪の瀬汐かかり、

一 其晩諏訪のたけもゆる事、

六日晴天

一 朝六時分出帆事、

一 其日八時分宝島大間泊江御向ニ被参候事、

一 御宿は郡司宿江相付申候、

一 其日九助殿在番兩人御宿ニて御盃有之候、尤所より差上候焼酎、

一 其晩四時分助五郎殿・巢玄殿舟付候由ニて被参候、

一 肝いり與力、其日見舞として被参候、

七日晴天

一 伊地知新太夫より手作之かい差上被申候、尤鯉ふし御遣被成候、

一 九時分市太郎・長四郎舟相付申候、

一 八時分九助殿・助五郎との・巢玄殿在番見舞、

一 四時分御番所江御出有之候、尤主左衛門御供

八日晴天

一 所よりぶた取入申候、

一 大鐘時分てい主焼酎差上候、

一 暮時分より助五郎殿立宿江御で有之候、尤九助殿・巢玄・郷兵衛被参  
候、尤焼酎ニて庭鳥吸物ミをいり出り、其晩四時分御帰り、

九日半天

十日晴天

一 在番江一刻可被参由、主左衛門御遣被成候得は則被参候、御書付之  
件御見せ被遊候、

一 九助殿も同様見置被成度御見せ被成候、

一 九助殿御招ニて御座候間、暮時分より御出有之候、尤助五郎・巢玄御  
同道ニて御座候、



燒酎にて庭鳥のミそいりふたの吸物出ル

十一日

一 八時分イキリス死がい御見分有之候、尤助介在番運右衛門出會之上御座候、尤しほつめかさミ有之候、

二 所より庭鳥差上候、

十二日晴天

一 朝四時分より主左衛門磯松島右平太と参り申候、うなき取申候事クタカ人ニひほかしうなきとかえ申候、尤右平太外ニ壹疋持得申候間貳ツ共ニカえ来り申候、

二 七時分九助殿御咄被参候事、尤大鐘時分まで被居候、

一 暮時分より助五郎殿御用封判押ヒ被参候、其より一刻被戻て御咄に参候、尤四時分まで被居候間、燒酎出し申候、

一 大鐘過より石ニ絵書初り舟附曾右衛門申置被書申候、

十三日雨晴

一 四時分水くは燒酎徳利壹ツ伊地知新太夫より被差上候、

一 九時分より濱ニ出し、尤龍之進・市太郎・喜藤次私にて御座候處、八時分くしらのふを喜藤次見当り申候間、則取締り段々巢玄殿杯二も相尋申候間、別定無之由承申候、

一 大鐘時分より権五郎様助五郎殿私までも濱ニ出申候、尤助五郎殿燒酎持参にて御座候、濱にてのミ申候、尤くたか人呼咄御間被遊候、くたか人りも燒酎茶家壹ツ差上候事、

一 助五郎殿宿ニ庭鳥の汁仕申候間、御出可有之由御座候間御出有之候、尤私も参り申候事、外ニ巢玄・祐介・甚介にて御座候、

一 四時分御帰り被遊候、私は五時分戻り申候、

十四日晴天

一 朝四時分より濱ニ出申候、尤龍之進・市太郎・次郎八・右平太にて御座候、七時分戻り申候、

一 暮時分より権五郎様巢玄殿宿ニ御出有之候、尤五時分より甚助・祐助宿ニ御出有之候よし、

一 六時分田尻五藤兵衛参り候得共御留主にて御座候間被戻候、

十五日晴天

一 朝四時分より岩屋の観音ニ御参詣有之候、尤皆々参り申候、與力五人其外助五郎殿巢玄殿所より案内ニ参り申候、岩屋内余程きれいニ御座候、岩内のいし取申候、八時分御帰り有之候、

一 七時分濱ニ参り申候、尤長四郎一人別れ、

一 大鐘時分よりかもいりニ参り申候、尤右平太つれ参り申候所、いけ二て一羽いり申候、尤めいもにて御座候、

一 其晩は助五郎殿甚助殿巢玄殿被参六時半時分より田尻五藤兵衛との被参候、

一 酒吸物出ス、尤私候かもの吸物庭鳥の吸物出し申候、其晩は四時分まで被居候、

十六日晴天

一 朝四時分荷方船平之かたに見得申候、

一 尤七時分荷方船円通丸入津、

一 岡より遠見鏡見ニ参り申候、おかく様も御出之有候、

一 六半時分より伊ち、新太夫との被参候、尤市太郎を御遣被成候、なますニ庭鳥のしめもん燒酎西瓜被差上候、尤其晩四時分まで被居候、

十七日晴天

一 九時分より岩屋ニ参り申候、尤八左衛門清之丞ニて御座候、七時分戻り申候、庭鳥汁被為置宿ニて八左衛門清之丞・助五郎・運右衛門被食申候、

一 死体つミ舟出帆の由、大鐘時分より舟ニ被乗候得共、順風あしく出帆不叶候、尤宿元状相頼候、

十八日雨天

一 前晚八時分より船見得候由、役々より承申候、

一 朝四分壹里計沖ニ相見得申候得共、風浪あしく漸々遠相成候、九時分形行不相知候、

一 晚六時分より助五郎殿・巢玄殿・作市殿被参候、尤御使を御遣被成候、

一 作一は下ニにて御座候間からいものほた餅出し申候、其夜九時分まで被居候、

一 昼大鐘時分郷兵衛御呼被成候て御用談、

十九日雨

一 四時分しよふきばん坂見氏ニ助五郎と参り申候、

一 九時分右平太持居申候間かり申候、

一 肝いり與力見舞の事、

一 大鐘時分おかく様九助殿宿ニ御出被遊候、

一 大鐘時分より作一・郷兵衛・助五郎、

一 しにふき打ニ被参候、尤この方より申遣候、

一 私と作市・助五郎と郷兵衛ニてかけ打候、尤庭鳥の汁かけ御座候、私とも勝候、

廿日雨天

一 四時分より助五郎殿宿ニてしよふきさし候、尤郷兵衛・作一ニて御座

候、

一 ゴのかけ被打候、尤私とも勝ニのり申候、私は八左衛門・武左衛門方ニのり申候得はち申候、

一 昨夜のかけの庭鳥の汁、六時分よつ出申候、

一 御宿ニは九助殿参候由ニて御座候、尤助五郎宿より庭鳥の汁差遣候、

一 四時分戻り申候折、助五郎との被参候、尤私八左衛門・清之丞つれに参り申候て、兩人つれ来り申候て焼酎のミ申候うてをし杯有之候、

廿一日

一 助五郎宿ニてご打有之候、尤作市・郷兵衛ニて御座候、

一 九時分鳥射ニ参り候得共、射不申候、

一 六過戻り申候、助五郎宿より庭鳥の汁参り有之候間、則食申候、助五郎宿ニ参り申候所、八左衛門・清之丞ニてご打ニて御座候、九時分居申候、

一 戻り候得は所の者とも参り居申候、尤清藏親子ニて御座候、横目権之進も参り申候、

廿二日晴天

一 朝六時分鳥射ニ参り申候、尤先ニ郷兵衛被参候間御番所下より引返し、西の田畝ニ参り見候得共、鳥ハ居り不申候、四時分戻り申候、

一 八時分濱ニつき見得申候由、右平太より承り申候間、則参り一丁位の所より射かけ候得共、不当候、

一 暮前より助五郎殿宿ニ参候得共は、八左衛門・清之丞ご打ニて御座候、尤今晩は清之丞庭鳥の汁差上度よし被申候間、六過より助五郎殿と参り申候、

一 八左衛門しゆつゝ〇す事、尤かるはても被至候、

一 九時分戻り申候、尤長四郎向ニ参り候、

一 おと、様より歌御遣被遊候、

一 七時分竹之内運右衛門殿被参候、尤今日死体積私之出帆賦り候由承り申候、大鐘時分出帆の事、

廿三日晴天

一 朝六時分鳥射ニ参り候得共、居り不申候、

一 助五郎殿宿ニて今日も油ぬきの由被仰渡候、

一 八時分作市殿よりからいもの餅もらい候事、

一 四時分巢玄殿被参候て今晚御出可被下候よし御申被成候、

一 七時分清之丞被参候てとふらんの儀被申上候、

一 七時分船四五艘相見得候由承候、

一 七時分龍之進使をして九助殿江鉄砲見物ニ御出被成間しく哉御出被成候、

一 七時分より射場ニ参り申候、尤足輕五人ツ、為射申候あとニておと、

一 様・巢玄・祐助・甚介私ニ助五郎・清之丞・郷兵衛ニてかけを射申候、

一 私ともまけ申候、甚助○壹ツ射申候間、其外皆不当候、暮前帰宿、

一 暮過より巢玄宿ニ御出有之候、尤此方よりも吸物御持被成候、

一 ふた吸物庭鳥のミそいり、其外井硯ふた焼酎出申候、尤九介・郷兵衛・

一作市・喜三左衛門ニて御座候、尤助五郎と同道いたし、喜三右衛門参

り申候、助五郎殿は喜三右衛門宿ニて少々やりつけ被参候、

一 四半時分御帰り被遊候、

一 所より肴差上、尤喜藤次よりも差上候、尤喜藤次下人よりも差上候、

尤清蔵よりも差上候、

廿四日晴天

一 朝四時分西の方ニ舟相見得候由承り申候、

一 八時分舟当島ニ相附申候所、荷方舟神力丸ニて御座候、

一 八時分神力丸案内御届ニ参り申候、尤

一 税所彦左衛門とのより状参り申候、尤此方よりも御出被成候、

一 今月十三日大嶋江かけ下し候由承申候、

一 先日五時分大嶋出帆の儀承申候、

一 初参り候節はセンコノ浦ニ参り候得共、大間の方廻し候様、舟頭正右

一 衛門より申付候由、則大間泊の方ニ廻し候得は鯉舟ニて、荷役の由候

一 得共、風あしく、其夜大間浦ニタ、リ候由、尤荷方舟は漸々沖ニ相成

一 候て五時分は舟相見得不申候由承申候、

一 十五番舟瀬ニ乗り掛候由承申候、

一 十番船の水主はぶニ被打申候由承り申候、尤

一 清之丞被参候間、カランカステル御遣被成候得共附不申候由承申候、

一 暮過より巢玄宿ニ参り申候得は助五郎被居候しよふき差ニて御座候、

一 九時分まで居り申候、尤焼酎被出候、

一 大鐘時分九助殿被参候、

廿五日

一 朝四時分九介殿被参候事、

一 與方見舞、

一 八時分百計のば、居候由承り申候間、権五郎様御出有之候、尤茶など

被下候、

一 七時分濱ニ参り申候も所大籠ニ助五郎殿清之丞被居候間戻りはてなみ

申候、

一 御自分前より八左衛門江手紙を遣し申候、則被参候清之丞も被参候様

申遣候間被參候、尤八左衛門しゆつなど致し申候、  
九時分まで被居候、尤落し咄杯被致候、

廿六日雨

一 朝四時分巢玄・助五郎肝いり六人見申候、

一 巢玄宿に参り候得は助五郎殿被居候、

一 しよふき差にて御座候、

一 てい主カ、より焼酎壹德利差上候、

一 七時分吉村九助殿<sup>江</sup>御状御遣被成候、尤

一 九助殿追付被參候、尤所横目より差上候披露書持参にて御座候、尤私  
うつし申候、

一 暮時分より御船手船頭喜三右衛門・平藏御呼被成候筈御座候得共、平  
藏は病氣にて得参上不仕候、喜三右衛門は参上仕候、尤助五郎殿清之  
丞・八左衛門巢玄殿御まねき被成候、

一 八左衛門手つまを被致候事、尤九時分まで皆々被居候、

一 硯ふた吸物井三ツ斗焼酎にて出し申候、

一 其夜は九時分戻り被成候、

廿七日雨天

一 四時分吉村九助殿在番兩人郡司横目兩人助五郎どの此人数あつまり被  
成候、尤在番にて御用申遣候事、

一 御出帆以後之御手当御申渡被成候、

一 今晚は郡司横目兩人てい主右平太・喜藤次・右平太母・喜藤次妻・右  
平太妹御よひ被成候、

一 大鐘時分より皆々被參候事、尤郡司横目より焼酎着差上候、てい主よ  
りも屋さい着なと差上候、

一 吸物硯ふた井五ツ斗酒焼酎出し申候、尤飯をさいばんにて出し申候、  
ばゝとも参りやららたうたい申候、

一 八左衛門しゆつはにて、尤小刀のミちよふし蠅其外段々被置候、

一 九時分まで被居候

(本館 調査資料室長)